

## 三次市会計年度任用職員受験案内

職種の概要	<p>食生活相談員</p> <p>市民に対し健康的な食生活を普及する目的で設置する職であり，食生活相談や年齢に応じた健康的な食生活の提案業務を担います。</p>
募集人数	パートタイム：1人
申込受付期間	<p>令和3年1月19日（火）午前8時30分から</p> <p>令和3年1月29日（金）午後5時15分まで</p>
業務内容	母子保健（栄養改善）業務，成人及び高齢者保健（栄養改善）業務ほか
受験資格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 栄養士資格又は管理栄養士資格を有する人</li> <li>2 令和3年4月1日に採用可能である人</li> <li>3 パートタイム（週29時間）の勤務が可能である人</li> </ol> <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 禁錮以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</li> <li>(2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない人</li> <li>(3) 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した人</li> </ol>
受験手続	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 提出書類             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 なお，令和3年3月31日まで三次市会計年度任用職員の食生活相談員として任用されている場合は，現在の任用状況を記入のうえ，写真貼付及び学歴・資格・免許・職務経歴の記入は省略しても構いません。</li> <li>(2) 資格証（写し） 受験資格1を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。</li> <li>(3) 返信用封筒 後日受験票を送付しますので，申込者自身の宛て先（郵便番号，住所及び氏名）を明記し，<b>84円分の切手</b>を貼った長形3号封筒（12.0cm×23.5cm）を同封してください。</li> </ol> </li> <li>2 提出方法・期限             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし，土・日曜日，祝日は受付しておりませんので注意してください。</li> <li>(2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ，封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（食生活相談員）」と書き，裏に差出人の住所・氏名を明記し，郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。</li> </ol> </li> </ol>
受験票の交付	<p>受験票は，申込時に提出された返信用封筒により，令和3年2月2日（火）までに発送する予定です。令和3年2月4日（木）までに届かない場合は，問合せ先へご連絡ください。</p>

試 験	日 時	令和3年2月6日(土)
	場 所	三次市役所6階607会議室 (三次市十日市中二丁目8番1号)
	方 法	面接試験(個人ごとの面接による口述試験, 約10分)
	携 行 品	受験票
審 査 ・ 合 格 ～ 採 用	審 査	合否については, 面接試験, 書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は, 試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお, 電話での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 (職 種 別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は, 令和4年3月31日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を令和3年4月1日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書(申込書)等に記載された個人情報については, この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主 な 勤 務 条 件	任 用 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市役所 健康推進課
	勤 務 時 間	1週間あたり29時間勤務 ※勤務時間は, 週勤務時間の割振りにより別途定める ※休憩時間60分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休 日	土・日曜日, 祝日, 年末年始(12/29～1/3) ※振替有 ※週勤務時間の割振りによっては指定休有
	休 暇 制 度	年次有給休暇, 特別休暇(有給・無給)ほか
	給 料 ・ 報 酬	(行政職給料表1-28号給) 月額172,500円～ ※経験年数加算規定有(経験1年未満は加算対象外)
	手 当 制 度	時間外勤務報酬, 休日勤務報酬, 通勤手当相当費用弁償, 期末手当ほか
	福 利 厚 生	健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険, 災害補償等
	服 務	地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
	分 限 ・ 懲 戒	地方公務員法第28条(分限)及び第29条(懲戒)の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市福祉保健部健康推進課健康企画係(市役所東館2階) TEL 0824-62-6232 FAX 0824-62-6382 受付時間: 月～金曜日の8:30～17:15(祝日を除く)	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は, その規定に従います。